

## さいちゃんの「3Rパートナーシップ宣言」事業実施要領

### (趣旨)

- 第1条 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(平成13年5月1日条例195号)第5条(事業者の責務)、第9条(事業者の減量義務)及び第10条(適正包装等の推進)に従い**廃棄物や容器包装の発生抑制や減量化に自主的に取り組む事業者**や第6条(市民の責務)に従い**ごみ減量に取り組む市民団体**が、さいたま市と協働して、**ごみ減量に積極的に取り組むことを宣言する。**
- 2 さいたま市と宣言団体は、緊密なパートナーシップを形成し、さいたま市一般廃棄物処理基本計画の基本目標である「**ともに取り組み、参加する めぐるまち(循環型都市)“さいたま”の創造**」の実現を目指すものとする。
- 3 事業者、自治会、PTAなどのそれぞれの団体が、ごみの減量に向けた取り組みを行うことを宣言し、市は、それら**宣言団体を廃棄物の削減に向けた先駆的な取り組みを行う団体と位置づけ**、これらの取り組みを積極的に応援することにより、さいたま市のごみの減量化や資源の循環的利用を促進する。

### (団体の取組)

第2条 事業者、市民団体の取組は、次のとおりとする。

#### (1) 事業者の取組

- 1) レジ袋などの容器包装の削減
- 2) 過剰な容器包装の使用抑制
- 3) 店舗や事務所でのごみ減量
- 4) その他、ごみの減量のための様々な取組 等

#### (2) 市民団体の取組

- 1) マイバッグ運動の推進
- 2) 過剰包装を断るなど、ごみの発生抑制を推進
- 3) 団体の構成員に対する、ごみ減量の啓発
- 4) その他、ごみの減量のための様々な取組 等

(市の取組)

第3条 市の取組は、次のとおりとする。

- (1) 宣言団体の取組を「環境通信」などを通じて積極的に市民にPRする。
- (2) 宣言団体に、環境キャラクター「さいちゃん」を使用したのぼり旗や宣言書を必要に応じ配布し、宣言団体であることを広く周知する。
- (3) その他、事業に関する様々な取組を実施する。

(申込方法)

第4条 宣言しようとする団体は、さいちゃんの「3Rパートナーシップ宣言」申込書(様式1)に必要事項を記入し、市役所廃棄物対策課に提出する。

(報告)

第5条 宣言団体は、ごみの減量のため実施した取組実績などを年度毎に報告する(様式2)。

(宣言期間)

第6条 宣言期間は、申込書を提出した日から令和5年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。